

第 1 回恵那市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 1 月 29 日（水）午後 3 時 00 分

2. 招集場所 恵那市役所西庁舎災害対策室

3. 出席委員 (18 名)

会 長 9 番 林 広和

職務代理者 19 番 大島 政幸

委員	1 番	小坂 宏正	2 番	瀨瀬 美由紀	3 番	小栗 茂美
	4 番	三宅 一彰	5 番	土方 明日香	6 番	小林 勝朗
	7 番	曾我 佳奈子	8 番	渡会 邦憲	9 番	林 広和
	10 番	安江 建樹	11 番	瀨瀬 政行	12 番	宮原 博
	13 番	近藤 明德	14 番	梅本 信枝	15 番	梅村 安範
	16 番	水野 守文	17 番	保母 直彦	19 番	大島 政幸

4. 欠席委員 (1 名)

	18 番	仲田 菜那				
--	------	-------	--	--	--	--

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名について

第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 3 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について

第 4 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について

第 5 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利集積計画の決定について

第 6 議案第 5 号 非農地証明について

第 7 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定による意見聴取について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 高垣 浩

事務局 副局長 堀田 稔勝

事務局 書記 鈴木 由貴

農 政 課 西尾賢二郎

7. 会議の概要

(開 会)

○事務局

定刻になりましたので、職務代理者の大島様から開会宣言をお願いいたします。

○職務代理者

皆さん、こんにちは。大島です。

ただいまの出席委員は、19名中18名で、定足数に達していますので総会は成立しております。

本日、18番の仲田菜那委員より欠席の旨、連絡がありましたので御報告いたします。

これより、令和7年第1回恵那市農業委員会総会を開催いたしますので、よろしくお願いたします。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付されております議案のとおりです。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードをお願いいたします。

恒例によりまして、ただいまから恵那市農業委員会憲章の唱和を行いますので、御起立願います。

16番、水野守文委員の先導によりまして唱和を行います。水野委員、よろしくお願いたします。

[農業委員会憲章の唱和]

○職務代理者

ありがとうございました。着席願います。

それでは、林会長より挨拶並びに議事進行をよろしくお願いたします。

○議長

御苦労さまです。1月15日に県の常設委員会がありまして、その席での東海農政局からの情報提供をお伝えします。

政府は、2025年度の予算案を閣議決定した中で、農林水産関係の予算の総額が24年の予算から20億円増の予算を提案した。金額的には2兆2,706億円ですけど、今年度の補正がありますので、それを加えると3兆1,384億円で、その中で、特に農業の持続的発展の中で、地域計画実現総合対策で384億円を新たに計上されます。補正が664億円ありますので、それと合わせて1億円をここに回すことになります。

25年3月までに、地域計画を確立した施設整備や人材育成などを進めていくことで、

特に、新規就農者の育成とか就農に向けた研修資金や経営開始資金の交付、経営発展に必要な機械、施設の導入などを強力に支援をしていくことになります。

それから、海外の依存度の高い作物で、麦とか大豆、これが畑作物ですけど、これの生産を支援していく。直接支払交付金という形で 32 億円増で、合計で 2,024 億円を計上していくことになっています。

また、多面的機能とか中山間地地域等直接支払交付金についても 24 億円増の 285 億円、多面的は 14 億円増の 500 億円を確保して支援をしていくことにしています。これに伴って、いろんな補助事業、補助金の関係が出てくるとは思いますけど、そこら辺の情報については共有をさせていただいて、提供をしていただきたいと思います。

それから、まだ見えてませんが、今日は最適化推進委員の皆さんが傍聴されることで、総会終了後には懇親会も予定されるということでよろしくをお願いします。

日程第 1 議事録署名委員の指名について

○議長

それでは、日程第 1 の議事録署名委員の指名ですが、恵那市農業委員会会議規則第 8 条第 1 項の規定により、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長

異議がございませんので、本日の議事録署名委員に、8 番渡会邦憲委員及び 10 番安江建樹委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局の堀田副局長と鈴木局員を指名いたします。お願いします。

日程第 2 議案第 63 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

○議長

次に、日程第 2 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

総会議案資料、タブレット内にごございますサイドボックスの中の資料を御覧いただきま

すよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について御説明させていただきます。資料は2ページからになりますので、よろしくお願ひいたします。

まず1番、大井町の案件について御説明いたします。3ページです。こちらが議案書となっております。4ページが位置図です。申請地の場所は、大井小学校の東側に位置しておる場所でございます。5ページが地区の拡大図です。申請地は赤枠で囲ってある1筆の場所でございます。6ページ、現況写真でございます。現況は休耕地という状態になっております。

こちらの申請理由につきましては、申請地を譲受けて維持管理し、営農に励むという内容のものでございます。

7ページ、2番、長島町永田の案件です。8ページ、議案書となっております。9ページ、位置図です。こちらは長島小学校の南側に位置してございます。10ページ、拡大図です。こちらも赤枠の箇所、申請地1筆の場所となっております。11ページ、現況写真です。現況は田という状況になってございます。

こちらの申請理由は、こちらの申請地を譲受けて担い手として農業経営を拡大し、営農に励むという内容でございます。

12ページ、3番、岩村町の案件です。13ページ、議案書となっております。14ページ、位置図です。場所につきましては、岩邑小学校の西側に位置してございます。15ページ、拡大図です。申請地、こちらも赤枠の箇所1筆の場所となっております。16ページ、現況写真です。現況は休耕地という状況です。

こちらの申請理由は、自宅の近くにある申請地を譲受けて維持管理し、営農に励むという内容のものでございます。

17ページ、4番、岩村町富田の案件です。18ページ、議案書となっております。こちら、農地法第5条と関連案件となっておりますが、そちらは後で御説明させていただきます。19ページ、位置図です。こちらは、岩邑小学校の今度は東側に位置する場所です。20ページ、拡大図です。ちょっとややこしくなっておりますが、赤枠で囲ってある箇所が3条の申請地です。全部で8筆でございます。水色で囲ってある箇所は、後で御説明させていただきますが、関連案件として5条で申請が出ている場所です。21ページ及び22ページ、現況写真です。現況は休耕地という状況です。

こちらの申請理由は、住宅の購入と同時に申請地を譲受けて維持管理し、営農に励む内

所有権移転です。申請地の現況は畑、現況も畑。休耕畑です。阿木の方で、土地と一緒に譲受けると聞いております。地区委員会では、申請地への進入路がないのではという意見が出ましたが、周囲の山林も一緒に同時購入するというので、進入路は確保できているという話です。

譲渡人は、他県に移住して生活の拠点をそちらに置いているので、農地の管理が困難ということです。譲受人は経営拡大をするために譲受けると、営農に励むということです。その他として、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラックを各1台所有しているそうです。管理機は2台、草刈り機3台所有しておるとい話です。申請地は季節野菜を栽培するという話です。地区委員会では、問題ないと判断しましたので、よろしくお願ひします。

2番、8ページを見てください。譲受人は■■■■■、理事が■■■■■さんです。譲渡人は■■■■■さん。場所は永田の■■■■■です。申請目的は所有権移転です。登記簿は田、現況も田。現地調査に行ったときは水稻の苗を育てるハウスが必要で、土地を購入するのではないかと思います。土を取り除いて、ハウスが建ててあった状態です。

譲渡人は高齢となって、申請地の維持管理が困難となったことで、譲受人は申請地を譲受け、農業経営の拡大を行うということです。その他として、トラクター4台、田植機2台、コンバイン4台など、大型機械をそろえているそうです。農事組合法人で地域の担い手の中心として活躍されています。地区委員会では問題ないと判断しました。

以上、2件の審議をよろしくお願ひします。

○議長

続いて、3番から5番について、第4地区、宮原博委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○12番

御説明させていただきます、3条案件です。1月20日、地区委員会で現地調査を行いました。

譲渡人は、■■■■■在住の■■■■■氏、譲受人は■■■■■、■■■■■氏59歳です。所在地は岩村町字平井戸■■■■■、538平米です。登記簿上、畑、現況、休耕地でございます。

譲渡理由として、遠方より居住しており、今後とも維持管理できないため譲渡するという話でございます。譲受人は自宅に近傍で、耕作の便がよいので畑として管理しつつ、

現在、作付されている作物として、お茶が 100 平米、ブルーベリーが 350 平米、ほぼこれ、果物だと思いますが、100 平米で、残り季節野菜を 256 平米の畑の部分で耕作したいということでございます。農業機械等は、■■■■氏が使用していたもので、草刈り機 2 台、運搬車 1 台を譲受け、今後、必要に応じて追加購入するということでございます。ただ、この方は自宅より大体 1 時間ほどの距離でございます。以前の方は■■■■から通ってみえたので、それよりはだいぶ近くなると思いますけど。周辺地域に影響が出ないと考えますが、農業の維持発展に関する話し合い等、近隣の活動に参加して、農道水路、ため池等の共同施設の取組を遵守いたしますということでございます。地区委員会では問題ないと思われませんが、御検討よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長

続きまして、6 番と 7 番について、第 5 地区、梅村安範委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○15 番

では、農地法 3 条の 6 番と 7 番でございます。

29 ページから 6 番の案件です。山岡町上手向の字畳屋で、これは■■■■在住の譲渡人から山岡町のこの空き家を既を取得して、■■■■から移住をされております、■■■■さんという譲受人 68 歳の方です。これは空き家バンクに付随した農地の取得ですが、既に住所を移転しておりますので、こういう形です。

場所的には、山岡小学校の東側になりますが、国道 363 号と小里川の河川とに近いところです。31 ページが現況の写真ですが、既に空き家を譲受けて、譲受人が住んでいる空き家も取得済みです。その住宅のすぐ前と横の畑 3 筆です。畑として良好に管理をされております。

譲渡人は、現在、■■■■に在住しておりまして営農することが困難で、譲受人は農業経験はありませんけど、農業機械、耕運機、噴霧器、軽トラックを所有して、作付の営農計画としては一般野菜と栗を栽培予定でございます。J A、地元農家の指導、協力を得て、営農管理に既に着手しているということで、生産物は主に自家消費と親戚、また J A の販売を予定しているということでした。地区委員会としては特に問題ない案件と判断をしましたので、御審議をお願いします。

7 番、34 ページです。明智町字鳳ノ草で、田んぼが 7 筆と畑が 4 筆で合計 11 筆です。

合計の面積が 2,985.35 平方メートルですけど、譲渡人は現在、[REDACTED] に在住をしております。譲受人は 44 歳で、現在は [REDACTED] に在住をされてる方です。これも空き家に付随した農地の取得です。位置的には、35 ページを御覧いただくと、山の中でございます。36 ページが購入予定の空き家と、その周辺の山すそにある農地です。

自宅周辺で結構急斜があって、狭小な農地の集まりです。現況は、長年の不耕作によって雑草化した農地でございます。譲渡人は令和 6 年に相続を受けましたけど、遠方のため耕作管理が困難で、譲受人は、農業経験はありませんが、軽トラック、草刈り機等を所有して、田植機、耕運機はリースの予定です。営農計画は、水稻が 1,418 平米、そのほか里芋、ショウガ、タマネギ、キウイフルーツを自然環境に配慮した栽培を予定しておるということでした。家族構成は、夫が 42 歳、それからおばが 75 歳、子供 2 人で、家族で農業従事をする予定だということです。

現場は、長年の不作付によって、すぐに使用できる状態に戻すには多くの労力と費用がかかりますけど、草刈りや伐採を地道に行って、時間をかけて農地を再生予定で、3 年ほど前から移住、定住のために明智町に通い、空家対策会議のサポートを受けておると。また、豊田市の山里ひとなる塾に参加をして、恵那市在住の講師や塾生 O B との交流、それから田植や獣害対策等の伝授をしているということです。講習を受けておると。生産物は主に自家消費と親戚、一部販売を予定しておるということでした。

この案件は非常に条件の悪いところで、本当に大丈夫かということなどを現場で見ましたが、農業委員会にも何回も通って、また明智町には移住、定住の、二、三年ほど前から通って、この場所を気に入ったということで、やる気だけはしっかりあるということで、地区委員会としては特に問題はないと判断をしましたので、御審議をお願いします。

以上です。

○議長

ただいま、第 3 条の許可申請の 7 件について各地区委員長及び事務局から説明がありました。この件について質疑がありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

安江委員。

○10 番

聞きたいですが、まず、大井町の 1 番、3 ページ。[REDACTED] さんは、隣の人でも何でもないので、このおうちが。ぽつんと買うんだけど、大丈夫なのかなと思って。

○1 番

片道 20 分ぐらいかかるという話です。

○10番

かかるのは、阿木からなんで、多分そうだと思うけど。本当にそうかなという感じで。

○1番

私もそう思います。

○10番

大丈夫かなという気がしますが、隣の入ってく道がないとかいろいろあって、横を買うとか何とかという話やけど、休耕になってるので、それ買ってもらったほうがいいんやけど、大丈夫かなという心配が残るんやけど、いいのかなということです。

○1番

航空写真なんか見ると相当荒れているので、本当に大丈夫かなとは思いましたが。譲受人は農業経験のある人で、自分で今、水田を1町歩ぐらい管理されていることで、その辺は大丈夫かと思えます。農業経験は豊富じゃないかなと思っております。

ただ、あそこが季節野菜を作るに適したところかといったら、便が悪いし、林に包まれたところやもんで、適正かどうかは分かりません。

○議長

でも、そこら辺は確認をして、いけるだろうということで、委員会で判断したのですね。

○1番

やってくれるだろうと。

○議長

そういうことですね。

○1番

はい。

○議長

どうでしょうか。安江委員、そういうことですが。

○10番

それは分からないので、いいのかと思っておるんですけど。

○議長

ずっとやられとるといことや、この人はね。阿木でやっとして、ここを買って、やると。

○10番

何で阿木のいいとこでやっとして、こんなとこでかなという感じがするんやけど。多分、1町歩もやっとする人やもんで、かなり農業経験はあると思うよ。問題なくあると思うんだけど、何でここ買うんかなと思っている。こんなとこ、細いところで。本当に百姓やるんやったら、もっといいとこ買ったほうがいい気がする。

○1番

阿木でも農地を譲ってもらふもんで、そのあれで全部引受けたという形。

○10番

そういうことかな。この人が。

○議長

中津でも受けるということか。

○10番

違う。■■■さんが中津にも持つとるという意味ですか。

○1番

はい。

○10番

そうですか。

○議長

阿木のほうに持ってみえと。

○1番

はい。

○議長

それ一緒に。そういう背景があるなら、それなら。

○10番

ちゃんと説明していただかないと。

○1番

阿木の土地と全部、この人の所有する物件を譲受ける。たまたま、ここに■■■さんの土地があった。

○議長

ここだけのじゃないってことね。

○1 番

はい。中津の案件になりますので、恵那にはありません。

○事務局

こちらで補足の説明をしたいと思います。

今日、本日付で申請をしている行政書士さんから、こちらからも参考になる資料を提出をお願いして、本日届いたものですから、そちらの御報告させていただきたいと思います。

■■■■さんが譲渡人の■■■■さんから土地を買うところがございます、恵那市につきましては、畑 261 平米と周囲の■■■■さんの所有の山林を取得されることもあります。併せて、同時だと思えますけど、■■■■にも■■■■さん所有の土地が結構ございまして、そちらの田とか畑とか、そういったものを、山林とか含めまして、中津でもおおよそ田で 1 万 6,365 平米、畑で 12 平米、山林 2,787 平米、こういった■■■■の案件も併せて、こちらの■■■■さんの土地を■■■■さんが全部取得されて、恵那市と■■■■で農地の管理をしていくという資料が今日届いたものですから、そちらを補足として御説明させていただきたいと思います。

以上です。

○議長

早くそういう情報をいただきましたかった。今届いたのだと、そんなわけです。

稲垣さんの経営面積は。

○1 9 番

経営面積が 261 ではおかしいと思うんで。

○議長

あるんですね、もっと。

○1 0 番

恵那市の分がということ。

○1 9 番

恵那市の分だけじゃないと。

○議長

恵那市の分だけ。

○事務局

恵那市分だけで 261 です。

○19番

申請書って、恵那市だけの経営面積でいくの。

○事務局

そうですね、議案に上げさせていただいてるのは、■■■■さんの恵那市の農地の経営面積です。中津川は反映されておらんところですので。

○1番

ただ、口頭で説明があったのは、阿木の土地と一緒にと、面積は分らんけど、そういう説明があったもので。

○19番

それはいいですけど、議案書に経営面積全体を書かないかのじゃないのかな、経営なので。

○事務局

中津の経営面積は、正直、分からないところがありますので。

○19番

申請人がおるもんでさ、申請者が書いてくるわけじゃん。3条の申請書を書いてくるときに、中津も含めた面積を書いて出さないと。

○議長

その計画書というか、申請書には入っとらんですか。

○19番

そういうもんなのかな、ちょっと僕、それは分らんけど。
渡す人はないか。

○事務局

そうですね、渡すほうの資料は持ち合わせてないところですよ。

○19番

そういうことか。

○議長

ほかはどうでしょうか。

○10番

もう一つ。13ページの3番は、譲受人は3町歩持ってるんやけど、これって■■■■さん■■■■、あそこですか。

○12番

■■■、あそこ。■■■■です。

○10番

どうもそうやね、分かりました。

もう一つ、4番の富田の、5条と関連するんやけど、道路か何か入ってたのかね、このうちのどこへ。

○15番

入ってってます。

○10番

そうなんやね。これって、公募が281で、実測は281の203やけど、2つに分かれるんやね、これ。こういう書き方ってよかったっけ。3条、この場合、こうやってやればいい、事務局さん。これ分かるとるんやないの、面積が。

○事務局

実測は分かってますね。

○10番

分かるとるんやろうね、これ。

○15番

分かってるから、実測出してるから。

○10番

けど、2つに分かれるもんで、多分。真ん中が青で通るもんで、多分筆が2つに分かれるんやな、3分割するんやな、これ。そうじゃないの。

○15番

分筆するんやな、これは。

○事務局

要は1筆になってるところを、今回、分かりにくいですが、■■■■という場所が、この赤枠で囲われている2か所プラス、今、水色で一部囲われてますね。

○10番

そうやな。

○事務局

広くやって、ここが1筆、■■■■ですので。

○10番

そうやろうね。だから、A、B、Cに3つに分かれるんやね。

○事務局

そうですね。

○10番

分かっとれば、これって書いとかんと、どうなの。大丈夫なのかな、登記のときに。どうなのかな、大丈夫か。農業委員で、許可書のときに分筆されてくもんで。大丈夫。

○15番

農地から分かれるもんでね。

○10番

そうそう。限定してかなあかんやないの、この農地とか、この農地とか、じゃないのか。大丈夫かな、これ。ちょっと心配。

○15番

ここに農地があるもんで、これを自分で使う分にはいいけども、これを登記。

○10番

合わせて 203.33 平米の3条の申請なんやな、そういうことやな。合わせてやな、両脇で。それはいいのかな。

○事務局

御説明いたします。説明の中では、確かに■■■■の一部で、実際、実測 281.53 のうちと書いてございます。その中で、こちらの添付資料といたしましては、区画の測量図、求積表を頂いております、その中では2分割にされている場所、例えばAとBとか、それぞれの面積としての求積表が出ておりますので、登記としてはそれぞれになるかと思えますけど、申請書の書き方として、今回、この1筆のとこだけを、うち一部が申請書の合計の面積を書いているところですので、そちらについてとか、こちらの表記の仕方とか、登記としてはちゃんと分かれてまいりますので問題はないかと思えますけど、内訳の書き方として合計を書いてしまっておるところがございます。

ですので、登記としては測量図、ちゃんとしたものを、求積表をつけておりますので、内訳としてはそれぞれで地番がつくことにはなりますので、よろしく願いいたします。

○10番

当然そうやけど、許可書を出すときに、これでいいのかという問題なんやけど。それだ

けの話。AとかBと書いたほうがいいんじゃないの。Aは何平米、Bは何平米と書かんと、許可書るとき、変やないのという話やけど。

○事務局

それでしたら行政書士さんに、別紙の内訳として、確かにここを合計の面積で書いてありますので、それがそれぞれ区分けをしたところの面積を、さらに分かるようにつけてもらうことをお願いしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○10番

申請書がこうなってる。

○19番

そういうことだね。

○10番

そういうことか。申請書が203平米となってるわけか。

○事務局

そうです。

○10番

限定しなあかんことない、ここって。

○19番

3条、5条もあるでね。

○10番

5条もあるので、分離するんやろう。するのはいいんやけど、ここって限定して、許可を出すんやない。違うんかな。

○19番

図面がついとるんやな。

○10番

それはついとるわ。許可書と登記簿もらったときの登記のときにオーケーかという問題だけ。ちょっと大丈夫かなと思って。

○事務局

確定的なことではないかもしれませんが、申請は、今の筆の地番と面積で申請書を出していただくしかありませんので、まだ新しい地番ついてるわけではありませんから、申請の内容としては、もうこれしかないと思います。今の1477の1の一部で、登記簿が281

平米で、実測で 281.53 平米のうちの 203.33 平米と書いてありまして、203.33 平米は 3 条で 2 つに分かれますけど。203.33 平米ですが、図面が描いてありまして、203.33 平米の内訳が 142.95 平米と 60.38 平米と図面が描いてありますから、これ足しますと 203.33 平米なので、申請としては、今の地番で、面積が間違ってるわけではありませんから、これでいいと解釈をしております。

以上です。

○10番

よければいいよ。

○議長

そういう書き方でよければいいと。

○10番

よければいいよ、それで登記ができればいいよ。ちょっと心配やもんで、 の仮地番でAとかBと書いときゃいいで。A、何平米、B、何平米と書いときゃいいんだろう。

○議長

一番いいんだろうと思うけど。

○19番

そうすると、地番になってくるわけやで。

○10番

いやいや、Aと書いときゃええ。

○議長

それは分かりますけど。

○10番

分からんもんで、AとかBと書いときゃいいわけだ。そうやって……立てれないかなと思って心配になってくる。これだと、1筆でこれだけやという表示でも理解はできるんやな。

○事務局

今のように紛らわしいので、実測図が出ておる場合は分けて、 の一部のAとかBとか、分筆前でも実測図がありますから、そのような表記で、紛らわしくないようなことを心がけたいと、次回からそういうふうにさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○10番

これそうやね、もう一つの■■■■は2つの分割なんやな。

○事務局

そうです。

○10番

だから、申請は、それでいいと言やいいんやけど、その辺だけ心配だもんで、大丈夫で
すかということ。

これ、道路が入ったわけやね、この田んぼは。そうやない、違う。

○15番

入っちゃつとるんやない、できちゃつとるんやわ。

○10番

写真が、できちゃつとるんやな、田んぼがなくなって。

○15番

過去に、今まで住んどった人がつくったんやな。 進入路で。

○10番

もうできとるんやな、道路が。そうやないの。

○事務局

今、こちらの写真に写っている道路の箇所はどこかといいますと、購入予定空き家とい
う丸の、入り口の辺に農地が2つが分かれてますけど、その間が道がございます。これ
で

○議長

よろしいですか。

○10番

大丈夫です。

○議長

ほかはどうでしょうか。小林委員。

○6番

さっきのところに戻るんやけど、1番やったかな。面積表記で、譲渡人と受ける側の面積
ですけど、さっき恵那市の分だけしか書いてない言われたんで、これはルールで、これで
いいんですか。今後も出てくる可能性があるもんで。

○議長

恵那市の分だけじゃないな、これ。経営面積が。

○6番

経営面積は、譲渡人が261でしょう。こっちの受ける側は阿木の面積を書いているけど、受ける側と整合性取れんで。片方は恵那市やし。これはさっき言われたけど、何かうやむやだったので、はっきりしといたほうがいいかなと思いました。ルールがあるならこれでいいけど、なかったらはっきりしといたほうがいいかなと。

○議長

稲垣さんの経営面積をもっと表記してくれと。

○6番

表記というか、これがルールならいいですけど、どうですかという質問です。

○議長

事務局どうですか。把握しとれば。だから中津で売買した分も出てくるんじゃないかな。

○事務局

今の1番ですけど、まず譲受人は審査に係りますので、経営面積等々調べて入力していきます。譲渡人さんは、それこそ今回のところもですけど、対象になるところが全部が、今回、中津もありますので、正直、データをこの申請地のものしか持っておらないところで、そこまで記載が今までもしてきていないという状況でございます。

○議長

今までもしていないし、今の制度上はどうですか。

○事務局

制度上は、譲渡人さんまでは詳細はないです。

○議長

調べてはどうか。

○15番

だけど、申請書に書くのは、本来、経営面積は農地の経営面積を書くんだな、市外だろうが何だろうが。だから、申請書に書いてないということは、持っとらんということやない。

○事務局

譲受人さんの経営面積については、市外のものも書く。

○15番

違う違う、譲渡人よ。

○事務局

譲渡人さんのほうは書いてないです。

○15番

いや、だから申請書しかしようがないということやろう。

○事務局

はい。申請書にあるものしか分からないので。

○19番

申請書に261と書いてあるの。

○事務局

はい。

○15番

経営面積を書いてあるんやな。

○1番

はい。

○事務局

経営面積というか申請面積。

○15番

経営面積が書いてありますね。

○議長

申請面積やな。

○10番

書く欄がないのか。

○15番

書く欄がないか。

○10番

書く欄がないんじゃないの。

○事務局

経営面積は、うちの農地データであれば記載ができますが、なければ記載もできないの

で。

○10番

書く欄がないのやろう、そういうことなんやろう。

○事務局

申請書自体に書く欄がないです。

○15番

ないな、申請書に。

○10番

だけど、今回は、中津の分も買いますよという申請書、何かあらへん。そういう文書はないの。

○1番

こっちには何も載ってなくて、行政書士さんが、阿木の土地と一緒にという説明がありました。

○19番

説明があったということは、その時点で事務局も確認をせないかんのじゃないの。面積どれだけ、中津も含めてありますかと。それでなければ、ここに載せる意味がないので。経営面積なんて。

○10番

もしくは、申請理由のところに、中津のところにこれだけ持ってますって書きゃいいんだよ。ほかの町村に。

○議長

申請書なりに、それを入れてしまうようにしたほうがいいわね、面積を。

○10番

そういうことなんや。

○1番

恵那で売買するのは261やけど、持っとられるやつを、経営面積として載せたいでっていつて。

○19番

説明がなければいいわ、そのまま行っちゃっても大丈夫。

○10番

説明があると、阿木に売る土地がないって、おかしいやないって、さっきの疑問が残るんやて。

○19番

そうそう。なっちゃうんで、それが中津にあることで。

○10番

実は、稲垣さんのところを全部買うと言っとるもんで、分からんでもないなって話になる。伊藤さん、わざわざこんなところの200買う必要ないもん。何で買うかという問題があるよな。

○1番

私も質問したら、その答えが返ってきて、阿木の土地もすると。中津の方やもんで。

○10番

いいんやけど、だから書士が書きゃいいんだよ。

○議長

出してまえばいいのやね。

○10番

そう、こういう理由がありますって。

○事務局

答えになるかどうか分かりませんが、他市の状況も調べてみたいと思います。そのように次回からしたいと思ってますので、今どういうふうになってるかという、3条の申請書は、渡すほうの書く欄がありません。譲受人、受けるほうがちゃんと農業をやってもらえるかどうか、ちゃんと農業できるかどうか、今、農地面積がどれだけと書く欄があって、■■■■さんって■■から転入されてみえる方は、行政書士さんをお願いして、中津川市長から耕作面積の証明書を出してくださいって、取ってきてもらうわけです。

行政書士さんは、譲受人の今の■■■■さんのものを中津川市さんの印鑑つきで、これだけ面積がありますって、うちにはデータありませんからね、中津の。だから、譲受人はそうように分かるわけですけど、譲渡人はこのように審査しませんので、そのように書くことになっておりませんが、ちょっと他市の事例も含めて調べて、他市に倣って、同じようにそろえていきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○15番

議案として、この譲渡人、貸付人の欄に経営面積、申請理由、ここの経営面積を書くということは、許可申請書の様式とリンクしとらんわけよ。許可書の許可案件として、ここに譲渡人の経営面積を書く欄があるのであれば、3条の許可申請書にも譲渡人の経営面積を書く欄があるべきやと思う。それは、県なり国の欠陥かもしれんけど、そこの整合性をさ、もし分からなければ、県にきちんと整合性を取れと、様式を改正するなら改正せえと、こう言ってもらわなあかんわけや。今の様式見るとないわ、確かに。

○議長

背景が分からんもんで、どうですか、そこら辺の。今言われたとおりにやないかと思うんですけど。

○事務局

確認します。

○議長

お願いします。

ほかはどうでしょうか、よろしいですか。これで質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第1号、番号1番から7番の「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり承認されました。

日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

○議長

次に、日程第3 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

引き続き、第4条について御説明いたします。資料39ページ、よろしくお願ひいたします。

こちら、1件です。1番、武並町竹折の案件になります。40ページ、議案書となって

ございます。41 ページ、位置図です。申請地は、武並小学校南側に位置しております。こちら、振興事務所から 300 メートル以内の地内にあるということで、第 3 種農地の位置づけとなります。42 ページ、拡大図です。赤枠で囲ってある 3 筆が今回の申請地です。43 ページ、現地写真です。現況は既に駐車場等として利用されているということで、今回、始末書と一緒に添付されております。44 ページ、計画図でございます。

こちらの申請理由につきましては、昭和 61 年 12 月から駐車場として利用していたところですが、農地であることが判明したということで、今回、現況に合わせて申請をするという内容のものでございます。

4 条についての説明は以上でございます。

○議長

4 条の許可申請は 1 件です。

1 番について、第 2 地区、渡会邦憲委員長より協議の様様についての報告と案件の説明を求めます。

○8 番

1 月 21 日、地区委員会におきまして現地調査と審議を行いました。

この土地は事務方から説明がありましたように、昭和 61 年頃に製造所で畳を作る会社ですが、同時に取得をされておりましたが、その当時、農地転用は買い主がするよということで進んでおったそうですが、失念されまして現在に至っております、始末書が添付されておまして、61 年から現在に至るまで駐車場として利用された用地でございます。

始末書も添付されておりますので、地区委員会ではやむを得ないという判断をいたしましたので、御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長

ただいま第 4 条の案件 1 件、地区委員長及び事務局から説明がありました、この件について質疑がありましたら、挙手の上、発言をお願いします。大丈夫ですか。

○19 番

経過だけで、一応、この業者さんが農地を持つことになってるんだけど、その辺の報告とかがありますか。

もう 1 点、5 条申請が出て、地目変更だけされてないことはないですよ。事前に、昭和 61 年のときに 5 条申請して、名義だけ移して、その後、地目変更がされてない可能性

もあるので、その辺は確認済みですかね。

○事務局

こちらの申請地につきましては、過去に転用があったどうかは確認させていただいておりました、5条とかの申請はございませんでした。

あと、現に農地であるところで、会社としての登記がされておるところですので、実際こうなっているところがありまして、こちらを法務局でも確認させていただきました。こういった現状の中で、この現状に合わせて地目を変えることが、この手続でいいかどうかは確認させていただいたところ、法務局としては、こういう現状はあるんですけど、こういった手続で、4条の許可申請をした上でこういう手続を取ることに問題ないと回答はいただいておりますので、このように進めさせていただきたいなと思います。

○議長

ほかはよろしいですか。

それでは、これで質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり許可相当と認めるとすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は申請のとおり、許可相当と認めるとの意見書を添えて岐阜県知事に対し進達することに決定しました。

日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

○議長

次に、日程第4 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議案とします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは、第5条について御説明させていただきます。資料45ページからになりますので、よろしく願いいたします。

まず1番の案件、東野の案件です。46ページ、議案書となっております。こちらの申

請地につきましては、右下にありますとおり、令和6年3月29日付で農振除外済みとなっている案件でございます。47ページ、位置図です。こちら、東野振興事務所の北東側に位置している場所です。特定土地改良事業等の施工区域内の農地であることで、第1種農地という位置づけになります。今回、許可基準につきましては、既存施設の2分の1以内の拡張であることが基準となっております。48ページ、拡大図です。赤枠で囲ってある箇所3か所になりますけど、こちらが申請地です。49ページ、50ページが現況写真です。現況は休耕地の状態となっております。51ページ、計画図となっております。

申請理由につきましては、既存の倉庫を現在の営業拠点に隣接する場所に移転し、人員の移動も伴うことで、併せて駐車場の整備も行う内容のものでございます。

52ページ、2番、東野の案件です。53ページ、議案書となっております。こちらの箇所につきましても、令和7年1月27日付で農振除外済みの案件となっているものです。54ページ、位置図です。申請地、東野振興事務所の東側に位置してございます。水道、下水道が埋設された道路の沿道でございます。申請地からおおむね500メートル以内に教育施設2つあるということで、第3種農地という位置づけになります。55ページ、拡大図です。赤枠の箇所が今回の申請地でございます。56ページ、現況写真です。現況は休耕地の状態でございます。57ページ、計画図となっております。

申請理由につきましては、家族が増え、現在の住まいでは手狭であるということで、申請地を譲受けて住宅を建築する内容のものでございます。

58ページ、3番、岩村町富田の案件です。59ページ、議案書となっております。先ほどの農地法第3条との関連案件の5条分です。60ページ、位置図につきましては、先ほどと同様、岩邑小学校の東側に位置しております。こちらは公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地の位置づけとなります。61ページ、拡大図です。今度は赤枠の各所を今回、5条申請の箇所としておりまして、水色の点線の箇所がその分筆されておる3条での申請箇所が囲ってございます。62ページ、現況写真です。現況は休耕地という状態でございます。63ページが計画図でございます。

こちらの申請理由につきましては、先ほどの購入する空き家とともに、こちら申請地を譲受けて、現在営んでおる不動産賃貸業の資材置場のような形で整備するという内容のものでございます。

64ページ、4番、岩村町飯羽間の案件です。65ページ、議案書となっております。66ページ、位置図です。こちらは岩邑中学校の北側に位置してございます。こちらの場

2番、53ページを見てください。譲受人は■■■■さん、譲渡人が■■■■さんです。申請目的は一般個人住宅を建てるということ。場所は、東野の万場で■■■■です。申請地の面積が394平米あります。さつき方、事務局も説明されましたが、登記簿は畑、現況は休耕畑です。東側は畑、西が道路、南側は田、北側は公衆用道路です。東側は現在、畑と言いましたけど、宅地になっております。宅地で駐車場みたいな形になっております。隣地承諾は得ておるそうです。汚水は北側の公衆用道路の下水に接続、雨水は敷地内のU字溝で北側の公衆用道路の側溝に流すということです。

令和7年1月末に農振除外がされる見込みという話です。現在、賃貸に住んで、家族も増え手狭になったので、住宅を建設希望するものです。農振除外の案件であり、十分審議された案件であり、地区委員会では問題ないと判断しましたので、以上2件の審議をよろしくお願いします。

以上です。

○議長

続きまして、3番と4番について、第4地区、宮原博委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○12番

御説明いたします。5条案件で、先ほどの3条案件の一部になります。

1月20日、地区委員会で現地調査を行いました。

譲渡人、■■■■氏、譲受人の農地1,018.02平米のうち、畑713.09平米、田78.20平米、合計791.29平米を、これはトラック1台の駐車場とコンテナ倉庫として使いたいという申請が出まして、コンテナ内には農機具、それからこの方は不動産業をやっており、こちらへ替わってきても続けてやっていかれるそうですけど、アパート経営をやっているそうです。それなんかの材料があるということです。あと、資材、冷蔵庫等の引っ越ししてきた場合の家財とか、今度買われるうちの多分改修をしないと住めないと思いますので、その中の家財等をしまい込むコンテナになるかと思えますけど、それを置きまして、収納したいと。トラック1台、コンテナが7台入るそうです。

これ、先ほど図面、61ページの赤い部分はその部分になりまして、周りが全部自分の今度購入する農地になります。今まで■■■■がもともと住んでたところをそのまま使うということで、周辺の影響はないかと思われます。農地も含めて、全体の中でこの部分が発生することになります。

地区委員会で検討しました結果、問題はないだろうと判断しましたが、御検討をお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長

もう1件、4番ですね。

○12番

4番の案件、65ページ。1月20日に地区委員会で現地調査を行いました。

譲渡人は■■■■氏、■■■■在住。現状は休耕地、登記簿上、畑で、153平米です。親族より相続しましたが、現在、このうちが空き家になっておりまして、高齢で維持管理が難しく、空家対策として、今回、譲渡人が見つかったので譲渡したいということです。譲受人、■■■■氏60歳は、現在、この人、■■■■に住んでおりますが、定年退職になることで、■■■■で住むための住居を探している。もともと■■■■に住んでいた方です。

今回の買われる物件が、駐車場がないため、隣接農地を駐車場として申請し、譲受けるということがございます。駐車場につきましては、碎石による自然浸透になります。御覧のように、南側の正面が市道でありまして、北側、山林、東側が自分とこの自宅、西側が倉庫になっておりまして、農地は南側、市道をまたいだ位置のために、ここを駐車場にした場合の影響はないものと思われまます。

地区委員会で問題なしと判断しましたが、御検討をよろしくお願いいたします。

○議長

第5条、4件について、地区委員長及び事務局から説明がありましたが、この件について質疑ありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

安江委員。

○10番

事務局さんにお伺いします。

農振の関係ですけど、3番、農振、これ外れてますか。

○議長

3番、富田の件は。

○10番

3番は富田やね、そうそう。3番、4番、大丈夫。

○議長

4番は、前に出てきましたね。非農地証明か何か。

○10番

非農地証明、そうやったっけ。

○議長

3番、どうです。

○事務局

こちらで申請のときに確認させていただいております、先ほどの今の3番の案件、4番の案件については、農振農用地ではございませんので、確認させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長

農振地ではない。

○事務局

はい。

○10番

ということは、3条で出てきた申請も全部、この辺って、みんな農振除外しちゃったの。3条で、結構大きな、この辺やない。

○事務局

今、周辺確認しておりますので、ちょっとお待ちください。

今の富田の件です。ここの申請地周辺の住宅の一带だけが農振から外れておる状況でして、その道の反対側とか、棚田とか、そういったところがありますけど、そういったものは農振農用地とかで位置づけになってございます。

○10番

もう一つの4番。

○事務局

飯羽間ですかね。

○10番

小さいやつは非農地証明やったんか。

○事務局

一度、非農地証明が9月か10月くらいに出たもので、こちらを非農地証明としては許

可できないと。

○10番

却下したもんで、5条で出てきたと。

○事務局

そうです。

○10番

これ、農振は外れとるんやね。

○事務局

外れてます。

○議長

1つ確認です。2番の案件で、これは農振除外が終わったばかりですか。

○事務局

そうですね。53 ページを見ていただければ分かるかと思いますが、こちらに補足でつけさせていただいたところですけど、令和7年1月27日付とありますので、ちょうどおとついの日付になります。出たばかりです。

○議長

分かりました。ほかはどうでしょうか。よろしいですか。

それでは、質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第3号、番号1番から4番の「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり、許可相当と認めるとすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第3号は申請のとおり、許可相当と認めるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対し進達することに決定いたしました。

日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地 利用集積計画の決定について

○議長

次に、日程第5 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農

○10番

4番、5番については笠置町ですが、これも認定農業者が借りることになってます。中野方町の認定農業者が借りることになってます。6、7、8、9、10については中野方町ですが、[REDACTED]通じて中野方町内の認定農業者が借りることになってますので、問題ないと思っています。

○議長

続きまして、11番から12番について、第4地区、宮原博委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○12番

11番の案件が上矢作町の案件は、[REDACTED]から[REDACTED]が借受けるということでございます。それから、12番は[REDACTED]から[REDACTED]が借受けることで、問題ないと思われまますので、お願いいたします。

○議長

続いて、13番について、第5地区、梅村安範委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○15番

13番は、山岡町田代の案件ですが、[REDACTED]を通じた中間管理事業でございます。受け手は田代の認定農業者である個人です。[REDACTED]さんです。今まで遊休化しとったところを、今回、耕作管理をすることで、再生をして耕作管理するということですので、適正かと思えます。

○議長

ただいま地区委員長及び事務局から説明がありましたが、この件について質疑がありましたら、挙手の上、発言をお願いします。よろしいですか。

これで質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第4号、番号1番から13番の「農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画の決定について」は、申請のとおり、承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第5号は申請のとおり、承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第5号 非農地証明について

○議長

次に、日程第6 議案第5号「非農地証明について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

それでは、非農地証明、御説明させていただきます。資料73ページからになります。

74ページから実際の申請の内容となっております。今回は2件ございまして、1件目、74ページです。三郷町佐々良木の案件です。75ページに申請書がついてございます。76ページ、位置図となっております。こちら、三郷小学校の南側に位置している場所です。77ページ、拡大図となっております。78ページ、現況写真でございます。

あまりにも山の中にありまして、現況を確認したところ、全く耕作管理ができない状況であるという意見がございました。このことから、三郷町佐々良木については非農地証明の認定基準に合致していることで判断できるかと思えます。

79ページ、2件目、明智町の案件です。80ページ、申請書となっております。81ページが位置図です。申請地、明智小学校の南東側です。こちら、先ほど3条で申請があった箇所の非農地の案件でございます。82ページ、拡大図です。今回、申請は2筆でございます。83ページと84ページに現況写真が載せてございます。

現況を確認したところ、全く耕作管理ができない状況であるという御意見をいただいております。このことから、明智町についても非農地証明の認定基準に合致しているということで判断されるかと思えます。

以上で説明は終わります。

○議長

非農地証明について2件です。この件については、地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

まず、佐々良木の案件について、第2地区、渡会邦憲委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○8番

事務局が説明したとおり、全く遠隔地にありましたので、現地は、直接は行っておりませんが、いわゆる森林と一体化しておりましたので、非農地と認定しようという意見で一致しましたので、よろしく申し上げます。

○議長

続きまして、明智町の件について、第5地区、梅村安範委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○15番

1月20日に地区委員会で現地調査をしました。

現場は大変急傾斜地にある、かなり山林化しているところございまして、周辺の状況からも見ても、やはり山林化しかしようがないと、農地には復元は不可能と判断しまして、非農地証明については適切かと判断をしました。

以上です。

○議長

ただいま地区委員長及び事務局から説明がありましたが、質疑がありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

○1番

事務局に聞いていい。

○議長

はい。小板委員。

○1番

初めのやつもそうですけど、この周りに農地はあるんですか。

○事務局

まず、三郷町の案件につきましては、ここに囲われている場所以外に、その周辺に農地はございません。

続きまして、明智町の件につきましては、先ほどここに赤く囲われている箇所でございますけど、上側につきましては、先ほど3条で空き家を取得して農地として再生したいという箇所は隣接してはございますけど、こちらについては山林化をしている状況でございます。

あと、南側の下側につきましては、この周辺については赤く囲われたところだけが農地として、台帳として載っている箇所ございまして、その周辺には農地はございませんと

いう状況です。

以上です。

○1番

どうもありがとうございます。

○議長

ほかはどうでしょうか。

それでは、議案第5号「非農地証明について」は、原案のとおり証明することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第5号は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による意見聴取について

○議長

次に、日程第7 議案第6号「農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による意見聴取について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案第6号について御説明いたします。資料については85ページからになりますので、よろしく願いいたします。

86ページ、農業経営基盤強化促進法第19条第6項と書いてございます。こちらについては地域計画のこととございます。こちらについての意見聴取で、86ページにつきましては、農政課から農業委員会の意見聴取の依頼文書となってございます。こちらの内容で、真ん中あたりに1.内容とありますけど、その(1)、(2)があります。(1)、この依頼内容について書いてございます。(1)で目標地図の素案を踏まえた内容になっているかと、(2)協議の結果を踏まえた内容になっているかが、今回の意見聴取の依頼内容となってございます。

87ページと88ページは、国から示された地域計画の策定マニュアルです。88ページ、

カラー刷りを見ていただくと分かりますけど、赤枠で囲われたとこ、こちらについて意見聴取の方法について記載がございます。こちら、農業委員会についての、このマニュアルに基づいて意見聴取を今回、これに沿った形で行っておるという内容でございます。

こちら、地域計画の目標地図の素案につきましては、各地区委員会でも現状の地図、そういったものについては載せてございますけど、最新のものにつきましては、農業委員会総会のフォルダの令和7年に、第1回農業委員会総会とは別でフォルダが作ってございます。そちらに各地区別で、各地区の現時点での目標地図とかのフォルダがありますので、また御確認いただきたいと思っております。

それにつきまして、89 ページが、今回の内容の回答の案がございます。こちら、地域計画の目標地図の素案につきまして、各13地区それぞれ協議を重ねまして、目標地図の素案を作成してきたというところでございます。この目標地図の素案について、協議結果を踏まえた内容になっているかについて、今回、農業委員会として意見がある、ないということをお返事する内容となっております。つきましては、89 ページの素案につきましては、回答案、意見なしで素案は作らせていただいております。

なお、地域計画、これを踏まえまして、今後、地域計画についての補足説明で、農政課から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○農政課

恵那市の農政課の西尾でございます。よろしくお願いいたします。

昨年からは農業委員の皆様には地域計画の将来地図を作るに当たって、素案の作成に御尽力くださいまして、本当にありがとうございました。こちらの地図ができて、無事、地域計画の案を市でまとめることができました。

今回、地域計画につきましては、マニュアルに沿って、今、作っておるところではございますけど、地域計画の報告の前に、各機関に意見を聴取しておるところで、その中で農業委員会さんには、目標地図の素案を踏まえた内容になっておるかを意見として聴取することになっておりますので、本日、皆様に御意見を伺っておるところでございます。

この後、皆さんから御意見をいただいた後のことを、少し私から御説明させていただきます。今、農地バンクとJAと土地改良区に、農業委員会さんと同じように意見聴取をしております。こちらの回答期限を、2月中旬をめぐりに返してくださいとお願いをしておりますので、2月中旬に各機関からも同様に意見が返ってまいります。その意見を踏まえて、地域計画の案を各市役所と振興事務所の窓口において公告縦覧をするとともに、恵那市の

ウェブサイトでも公開して、広く地域の皆様から御意見を伺おうと思っております。その2週間の公告でもって、いただいた意見を踏まえて、さらに最終的な地域計画を取りまとめて、3月下旬に最終的な公告をして、確定という流れで進めていくと、こういうスケジュールで今は進めておるところです。

こちらの地域計画につきましては、随時変更していくことになっております。この変更につきましては、恵那市、今、年に2回、農振農用地の農振計画を7月と1月に変更しておりますけど、その変更に合わせて、この地域計画も変更していくことを想定しております。

文面等々につきましては、それほど大きな変更はないかと思っておりますけど、対象農地、例えば農振除外をしたいですとか、日本型の直接支払交付金の対象農地にしたい、こういった場合は地域計画に位置づけたり、除外をしていく必要がありますので、この変更につきましては農振農用地の計画と足並みをそろえた形で年2回変更していくと、こういった流れで変更していこうとしております。

また、これから2月、3月、それから5月ぐらいまでにかけて、各地域で農業振興協議会の会議が開かれます。そこでもこちらの計画を見ていただきながら、特に皆さんに作っていただいた地図を見ていただきながら、ここの地域は誰がやっていくんだとか、こういう人にやってもらわないかんのじゃないかとか、そういった実のある議論を進めていただくような、そういう計画として市としても進めていきたいと思っておりますので、また引き続き御協力をよろしく願いいたします。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○議長

ただいま事務局及び農政課から説明がありました。質疑がありましたら挙手の上、発言をお願いします。

梅村委員。

○15番

この地域計画の、要するに地域の農振協議会、各地区にかけようと思っただけで、当然。そのときに、どういうスタイルで地域計画を見せるか、要するに地区の農業振興協議会員だけでも十何名とか、20名ぐらい見えるわね。そのときに、例えば地区だけのやつをコピーして渡すのか、僕ら農業委員や推進員さんはタブレットで見られるんだけど、市のホームページでも見られるっちゃ見えるね。

○農政課

市のほうにも、この地図も併せて公開しようと思っておりますので、ウェブサイトから見ていただくことができますけれど、会議で紙が使い勝手がいいんだわということであれば、市の担当で部数印刷してお持ちします。

○15番

それだと、かなり枚数が多く大変なので、1つ農政課で、それぞれ地区ごとに日程を決めたら部数作ってもらって、説明してもらおうということでいいですね。

○農政課

それでいいと思います。言っていただければ、例えば山岡なら■■■■に言っていただければ、印刷して出せますので、おっしゃってください。

○15番

分かりました。

○議長

これ、いつから公告でしたか。公告をしていくという。

○農政課

2週間の公告が、まず2月下旬から3月中旬までかけようかなと思っています。国は3月末までに作りなさいよというのが、一応ルールになっているので、3月下旬をめどに、最終的な報告を作っていこうかなと思っています。

○議長

ほかはどうでしょうか。小林委員。

○6番

地域計画の地図という位置づけで、農業委員会で色塗りをしたんですけど、その色塗りしたものが、地域計画として位置づけられることになりますか。

○農政課

そうですね。

○6番

そうすると、農振農用地じゃないところも色が塗ってあるところありますよ。

○農政課

中にはあります。

○6番

それは地域計画に入っちゃうと、縛りに入っちゃうということですか。

○農政課

入っちゃいます。

○6番

その縛りは、地域計画に入るとメリット、デメリットはあるか、ちょっと確認したいですけど。

○農政課

まず、農地を、権利をつけるためには、今、中間管理計画を経由して、農地の貸し借りをさせていただいておるんですけど、中間管理機構を経由して農地の貸し借りをしようと思おうと、まずここに位置づけないとできなくなります。

メリットとしては、地域計画に位置づけられてないと国の補助金が受けられないことになるので、もし国の補助金とかも受けないしということであれば、位置づけないほうが自在かもしれない。デメリットとしては、一番分かりやすいのは農地転用をするときに、まずこの地域計画から外して、同時に農振農用地も外して、農地転用という形になるんですけど、農振農用地に入っていない農地をここに位置づけておくと、ここから外してからしか農地転用はできない。多分、デメリットというと、それぐらいかなと思います。

○6番

分かりました。それで、地域計画の地図はどういうふうに表示されるんですか。何が言いたいかという、色塗りしたとき、全く塗ってないところがある。それは地域計画に入るという話を聞いたんですけど、それをどうやって示すんですか。

○農政課

白地になっているところは、基本的には今、例えば大井町でいうと、この地図の中で、色が塗ってないところで地域計画に位置づけられてるところはどこかと。

○6番

そうですね。

○農政課

これだと分かりにくいというか、なかなかまだ図示はできてないですけど、色が塗ってないところで地域計画に位置づけられているのは、農振農用地しかないはずですよ。

○6番

そのことが、どっかに書いてあるのか。

○農政課

それは、一番最初のページの面積でしか表示がしてないので、特にこの地番が地域計画だというのは、これだけ見ただけでは、多分分からないと思います。

市ではもちろん農地の一覧持ってるので、聞いてもらおうと、入っとるかどうかはすぐお答えできるんですけど。

○6番

それは分かるんですけど、地図を作れって我々が言われたんだよね。そのときに、それが載ってくるといったら、ここが地域計画の位置と捉えられるよね、一般の人が見た場合ですよ。非常に分かりにくいので、面積入ってる入ってないのは、農振農用地の色を塗ってあればいいけど、それが無い状態で書いてあるので、分かりづらいけど、我々書いたやつは意見がないですかという、それでいいのかなというのは、ちょっと気になるなと思って。

別にいいですけど、はっきり皆さんに伝えないと、一般の人が見たときに分かるか分からんかという、分からんでしょう。それでいいのというのが一番の疑問です。

考え方はいいと思うんです。農振農用地に入ってることは全て補助対象になる。でも、そうじゃないところも色塗ってるけど、これは逆に言うと、余分な田が入るよね。今まで農振農用地だと難しかったけど、そうじゃないやつも、色塗ったことによって問題がありますよと今度示すので、我々塗ったんだけど、地主がそれを承知しとるか、必ず承知をしてもらうようにしないとイケない。

そこは、今度、会議をやるんです。やるというのは、説明会をやるということで、主要な人を呼ぶんですけど、主要な人が出てこんのやね、正直言うと。その人たちにどう説明するかと、各個人の、今回呼ぶのは主の組合長とかそういう人だけだけど、本当は個人を呼んで説明をしないかんような内容なんです。今の白地がない、入ってるとか、田が入るというのを知らせないかんのですから、それは地区の話になりますけど。そのときに示すものが何もないんだよね、今の状態だと。ちょっと苦しいなという気がします。

○農政課

もし、地域を指定していただければ、農振農用地の地番の一覧があって、その地番の一覧がこれと一致していますので、それで見てもらうのが、色がついてないところは一番分かりやすいかもしれないです。ここに載ってるところは農振で、ここにも位置づけられるんだよと説明してあげるのが、一番分かりやすいのではないかなと思います。

○6番

それも分かりますよ。分かるけど、各戸に今回閲覧をするといっても、見る人はほとんどおらん。正直言うと、出したよという既成事実を作りたいだけなので、本当に各戸が知ってなくて、ちょっと困るなというところが、色塗った立場で言うところにあるなと思ってます。

○農政課

多分、農振農用地に入ってるということは、皆さん、承知していらっしゃるんですね。

○6番

それはいいです。ただ今回、農振農用地に入っていないところも、要は耕作したかどうかという判断で塗ったんで。

○農政課

農振農用地に入っていないところで色が塗ってあるところは、逆に言うと、この地図で言う色が必ず塗ってあるところなので、皆さん承知はしていただけると思います。

○6番

承知はしてもらってるわけだけど、それを知らせなあかんのですけど、それはこっちという話ですけど。

○農政課

そうすると、皆さんに個人の名前を打ってもらったじゃないですか。この人たちに、例えば市から計画を1部ずつ送って、地権者さんにもこういうふうに位置づけたよって、皆さんからも説明してくださいねと案内したほうがよろしいですかね。

○6番

そうそう。

○農政課

それをどこかでやりましょうか。

○6番

それを、農業振興協議会で今度やるんですけど、その場でもっと説明してほしいんです。来ない人については、もうしようがないけど。来た人について、何のためにやるととか、出てくる位置づけをはっきりしてあげないと。

○農政課

それは準備します。担当の職員のほうから説明させるように言っときます。

○6番

そうですね、それだけよろしくお願ひしたい。

○農政課

御不安に思ってることも分かりましたので。

○6番

それだけ、よろしくお願ひします。

○農政課

はい。

○議長

安江委員。

○10番

農政課の人に聞きたいんですけど、今回の図面は、農振除外したところは入ってないんか。

○農政課

入ってないはずですよ。

○10番

ほんなら、塗れるわけないもんで、今の質問はないんじゃないの。さっき、農振で入ってないところ塗りましたというのは。

○農政課

農振にはなっとるんですけど、担い手さんがついてないところが、多分色がついてないはずですよ。

○10番

それは分かる、農振が入ってるとやな。だから、農振にないところは、この図面には最初からないのか。

○農政課

入ってないはずですよ。

○6番

うちは、ちょっと入っとるんですよ。

○農政課

ただ、農振じゃないところで、担い手さんが受けとるところは色塗らんといかんもんで、そこは農振じゃないけど、この計画の中には入れてあります。

○10番

それっておかしいんじゃないの、よかったか。

○農政課

それは、法律的には問題ないです。

○10番

問題ない。今度は、農業委員会とは関係ないかしらんけど、集落協定、中山間の要件の中に、今度、この地域計画が入ってないと駄目よと。地域計画に入るのは、集落協定は農振でなければあかんのや、これ逆に。

○農政課

分かります。

○10番

そうすると、地域計画には入ってるけど、農振じゃないというのはどうなるの。

○19番

集落協定に入れん。

○10番

入れんな、これ。

○6番

いや、それはないんです。それはないけど、担い手の人が農振じゃないけど、作ってることも色を塗ったということです。それ、中山間入ってないんで。

○10番

それはいいよ。いいけど、ここの田んぼはどうっていったときに、地域計画には入ってるんだけど、それは農振除外ないとして。位置はありますな、農振除外でも入ってるって、こっちで言うんだから。農振除外のないところも、農振除外してあるところも、図面上は白で塗ってる分だよな。

○農政課

白はないので。

○10番

空白なんだね、色が塗ってない。

○農政課

空白もないです。

○10番

色が無い。

○農政課

農振じゃないところで入るとところは、必ず色が塗ってあります。中山間直接支払交付金になれるのは、安江さんがおっしゃるように、必ず農振農用地じゃないと入れんもんで、農振農用地は、計画には位置づけてあります。

ただ、農振農用地は、この地図の中には全て色が塗ってあるわけではないので、ちょっと分かりにくいというのが、おっしゃるところだと思います。ここに、白でも何でも、図面で農振農用地は白色だと図示できると、多分、皆さん一番分かりやすいのかなとは思ったんですけど、そこまでできんかったもんですから。

○6番

担い手の色しか塗ってないでね。

○農政課

それが多分、皆さん一番混乱する元じゃないかなと思うんですけど。

○10番

要は、地域計画の場所って、どこという話になるんだよ。それがこの図面だよというのと、塗ってないところ、塗ってあるところもあるんやけど、これが地域計画だよというのと、今度は農振除外のところも塗ってある。塗ってあるというか、枠で囲ってある。あるということやな。そうすると、何か。

○農政課

皆さんがおっしゃるように、どこかで農振農用地だって分かる色をつけんといかんなどは思ってます。まだ、そこまで手が回らんもんで、最初は無色透明になっちゃっておるんですけど。

○議長

曾我委員。

○7番

この地域計画の参考様式5の2の地域計画の区域の状況の面積は、総合の面積があって、その下に1、2、3、4、5とありますけど、1、2、3、4、5の2、3を足すと1になるわけですよ。そうすると、1番と上のを合わせた面積が違いますよね。この違う部分が、今言われてた農振に入っていないけど、この計画に入ってる面積だということではない

ですか。

○農政課

必ずしもそうではないですよ。すごく表現が難しいですけど、簡単に説明をすると、まず、大井町で説明します。

大井町の（１）の中にある 58.4 という面積と、今、曾我さんがおっしゃられた①の 51.7 の違いは何だということだと思えますよ。これ何かというと、①は農業振興地域のうち、農業地域内の農地面積なので、ここは田んぼと畑だけです。その上の面積は何かというと、農振農用地の中には、このほかに農業施設用地と採草放牧地と混牧林地という区分があって、その面積を含めています。それ足す農振農用地ではなくて、担い手さんが担ってる面積が入ってるので、必ずしもこの面積の差が農振農用地ではなくて、担い手さんが受けてるわけでもないものになります。

○7番

その説明は分かりますよね。

○議長

さっき、補助事業の話が出ましたけど、いわゆる多面的とか直接支払の交付金との関係はどういうことになりますか。その地域計画の面積と。

○農政課

地域計画に関しては、地域計画に位置づけられた農地でしか、中山間直接支払交付金と多面的の交付金の対象農地にはならないというルールですけど、そもそも中山間直接支払交付金と多面的に入れる農地は、農振農用地でないと入れないので、農振農用地は 100% 地域計画に反映していますから、そこは農振農用地に入っていれば、問題なく補助を受けることができる流れにしてあります。

○議長

その色づけとの関係は。

○農政課

色はついていようがついてなくても、担い手がいるところでなきゃ駄目だとか、そういうことはなくて、担い手がいなくても地域計画に位置づけてあればいいですよと、そういう流れになっています。

一応、念のために計画の 2 枚目の下のほうに任意記載の事項があって、その 7 番に保全管理という項目があるんですけど、どの地区も、この欄に中山間直接支払と多面的で

もって農地を維持していきますということは記載して、漏れなくもらえるように、ちゃんと位置づけはしております。

○議長

いろいろ出ましたが、ほかはどうでしょうか。

○10番

くどのようなこと言うけど、地域計画の担い手の図面、図面全てが地域計画の位置づけられた土地じゃない、土地だということか、どっちだ。土地じゃない、どっちだ。

○15番

地域計画に位置づけられた一部。

○農政課

そこは、分かりやすい図を僕のほうで作って、御用意します。分かるようにしていきます。

○10番

出てくるのは、この図面しか分からんのやわ。

○農政課

そうです。

○10番

全てが地域計画やというのと、そうでもないよと言うんでき。じゃあ、どれがそうなのという話なんや。

○農政課

そうですね。どこかのタイミングで、ここの中に、透明じゃない色で農振農用地の色をつけると、多分、一番皆さん、分かりやすいんじゃないかなと思います。何かしら色がついてるところが対象になってんだと分かると思うので、どこかのタイミングでそういうようにしたい。

ただ、言い訳ですけど、農振農用地がすごい筆なんです。まだ、そこが出てきてないもんですから。ただ、次回かどこかで、分かる資料だけ御提供させていただきます。頭の整理がちゃんとできるようにします。

○10番

一番知りたいのは、取りあえず第6期の申請をしないかんのやわ。

○農政課

そこで漏れなくということでしょう。

○10番

そうそう。そのときに、地域計画に入らなあかんという条件があるでさ。それが心配だけど。

○議長

いろいろ面積の関係あるでね。

○10番

その心配だけです、一番俺の言いたいのは。

○農政課

分かりました。ちなみに、今度の地域計画、第6期で作るときに、農振にも入ってない農地ってありますか。

○10番

最初からないわけ。

○農政課

ないですね。そこが心配で、それを入れようと思うと、7月変更で確実に入れて、1月の変更に入れた後、変更。いろいろ手間がかかりそうだったので、そこだけ皆さんに聞いとかんといかんなどは思ったんですけど。

○10番

今度、チェックしようと思うと、農振入ってますか、チェック、1筆ごとにチェック、農地のチェック、地域計画のチェックかけんなんけど、そのチェックが、どれを見てチェックするかという問題があるわけよ。

○農政課

そこに関して、農振農用地に入ってる農地は、漏れなく地域計画には位置づけられてるので、逆に言うと、地域計画に入ってるかどうかというのは、チェックしていただくなくても大丈夫です。

○15番

要はこの文章表現の、この集落の地域名で、地域内の農業集落がここにあって、しかも面積、区域の状況の面積欄に、要するに農振農用地区域内の農地面積が入るとれば、基本的に農振農用地には入るとのことやわな。当たり前の話やけど。それから地域計画にも位置づけられとるとのことですよね。

あと、取組の中で中山間、例えば直払いとかが記述してあれば、目標地図はあくまで担い手の目標の一部分やもんでさ、担い手の目標の時点でどこをやりますかという言い訳だけだもんで。

○農政課

今のところ、中山間と多面だけはすごく影響が大きいので、注意深く見ているので、よっぽど大丈夫です。信用していただくほかないかもしれませんけど。

○6番

大丈夫だけど、誤解を招く事態はどうか。

○農政課

分かります。

○議長

いろいろ出ましたけど、聞きたいこといろいろあると思うんですけど、またすっかりどこかで、いろいろ確認をしないかなかなと思いますけど。

それでは、この議案第6号「農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による意見聴取について」、意見なしとかありとかで出さないかんもんですから、意見なしということでもまとめさせてもらってよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長

それでは、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長

全員賛成ということで、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による意見聴取について」は、意見なしということで出させていただきますので、よろしくをお願いします。

以上で本日の議事日程を終了しましたので職務代理者よりこの後の進行をお願いします。

○職務代理者

これをもちまして、令和7年第1回恵那市農業委員会総会を閉会します。皆様、お疲れさまでした。

(閉 会)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名者 8 番

議事録署名者 10 番